

(写)

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正に係る宮城地方労働審議会の意見に関する公示

宮城労働局一般公示第2号

令和7年4月17日宮城地方労働審議会から宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年5月2日までに、宮城労働局長（仙台市宮城野区鉄砲町1番地仙台第四合同庁舎）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年4月17日

宮城労働局長 小宅 栄作

記

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正に係る宮城地方労働審議会の意見要旨

宮城県電気機械器具製造業最低工賃を次のように改めること。

別紙

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

1 最低工賃を適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目名欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド 線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのもの について行う もの	1ヶ所につき 2円04銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通して、固定用チューブを通して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 2円17銭
コネクタ ー	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線に ついて行うも の	1ピンにつき 61銭
		リード線につ いて行うもの	1ピンにつき 47銭

4 効力発生の日

法定どおり

(別紙)

異議申出書

令和7年4月17日貴殿が公示した宮城県電気機械器具製造業最低工賃に係る宮城地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

宮城労働局長 小宅 栄作 殿